

箱根町プレミアム付商品券事業に係る取扱店舗募集要項

消費税及び地方消費税率が低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に箱根町プレミアム付商品券事業（国庫補助事業）を実施するにあたり、取扱店舗を募集します。

1 事業の概要

(1) 商品券の名称 箱根町プレミアム付商品券

(2) 発行者 箱根町

(3) 購入対象者

ア 平成31年1月1日時点の箱根町民のうち令和元年度の住民税非課税者

イ 令和元年6月1日時点の箱根町民のうち、平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

※ ア、イ共に一部条件を除く

(4) 販売(予定)総額 53,000,000円
(利用(予定)総額 66,250,000円)

(5) 販売価格 1セット 4,000円(500円×10枚綴)

(6) 販売(予定)数量 13,250セット

(7) 購入限度

アの対象者：額面25,000円(自己負担20,000円)

イの対象者：額面25,000円(自己負担20,000円)×3歳未満児等の数

(8) 販売期間 令和元年10月1日(火)から令和2年2月28日(金)まで

(9) 利用期間 令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)まで

2 割引率

20%((例)4,000円で5,000円分の商品券を購入)

3 商品券の利用範囲

次に掲げる物品および役務の提供については、商品券の利用はできません。

①不動産や金融商品

②たばこ

③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第

122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

⑤国税、地方税や使用料などの公租公課

⑥その他公序良俗に反するものおよび町長がプレミアム付商品券の利用を不相当と認めるもの

※ 注意事項

- 商品券の額面以下の利用であってもつり銭は支払わないでください。
- 商品券の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負いません。

4 商品券取扱店舗

(1) 対象事業者

箱根町内に店舗を有する事業者（箱根町内店舗のみの扱い）

(2) 対象外事業者

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者
- イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ウ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

5 商品券取扱店舗の登録

(1) 申込期間及び受付時間

随時受付をしています。

（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

※受付期間を延長しました。9月17（火）までに提出された店舗は、10月1日以降、商品券購入者に配布する取扱店舗一覧に掲載されます。

(2) 申込方法

登録申込書に必要事項を記入のうえ、役場観光課又は出張所の窓口へ提出してください。

なお、登録申込書は、申込受付窓口で配布しています。また、町ホームページの「申請書ダウンロード」からダウンロードできます。

(3) 登録料

登録に際しての費用負担はありません。

6 商品券の換金方法

(1) 毎月、月末までの1か月に取り扱った商品券及び請求書を翌月の10日までに観光課又は出張所に提出してください。

(2) 取り扱った商品券を提出する際、窓口にて相互に枚数を確認した後、受領書を発行しますので、指定の口座に振り込まれるまで必ず保管してください。ただし、商品券の提出は窓口のみの対応となります。

(3) 提出された商品券を町（観光課）で確認した後、受領から30日程度で登録店舗から指定された口座に振り込みます。

(4) 換金請求期間は令和2年4月10日(金)までとします。期間を過ぎてからの換金には応じられません。

※ 換金方法の詳細については、取扱店舗の登録決定後、改めて通知します。

7 商品券取扱店舗の遵守事項について

(1) 商品券取扱事業者であることを明示するため、町が別途配布する認定ステッカーとポスターを店舗内の分かりやすい場所に必ず掲示して下さい。

(2) 商品券の不正使用(偽造等)が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに町観光課に連絡してください。

8 商品券取扱店舗の登録の取消しについて

本要項に反する行為を行った場合は、商品券取扱店舗の登録を取消します。

(照会先)

箱根町企画観光部観光課産業施設係

〒250-0398 箱根町湯本 256 番地

電話：0460-85-7410

FAX：0460-85-6815